			i発文において述べられている	事・ 当てはまる事	実					考察 •	評価・対応 (整理確認な	:ど進行中)			
					現在確認	など作業が	進行中						設立団体からの:	是正命令	是正命令への)対応
区分	通し番号	(個人情報	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> <u> 容・主張を記したもの)</u>	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	I i i i	事の変更 において の差異	理由·必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
	1	導入	突然の人事は日常、悪辣なものは 同意なく事務職から看護助手職へ の異動で精神的苦痛の上退職に追 い込んでいる。	年度についての明確 な区分ができないもの	平成31年に事務職から 看護助手職へ異動した 事例あり。配置換に際し ては、口頭で説明を行い 同意を得た。	配置換の	_	新たな施設基準 の取得や人事 配置上必要なた め	ı	職員人事規程	職種変更を伴う異動 に係る規程の管理等 が適切にされていない。	配置換の必 要性もあり, 対象者の意 見も参考にし ている。	職種の変更を伴う場合は十分な説明を行い、書面での同意を得る。	係る関係規 程の運用に	職性変更を仕り共動 に際しては、十分な説	職種変更を伴う異動に係る関係規程の運用を準の策定
人事/	2	(1)	平成29年度に比し一部部署の職員数が大幅に増加している。	平成30年度以降	・経営企画室の設置(平成30年度から) ・救急担当3名体制(令和元年度から)	・経緯と目 的の整理 ・必要性の 有無	_	組織としての目標(経営の健全化、救命救急センターの強化など)の達成に向けて必要なため	_	組織規程	規程の管理等が適切 にされていない。	各部署にお いてを れ所管すれ 規程で 理等 意識 が低い。	各部署において所管 する規程を把握し、必 要な手続きを経た改 正等を行う。	き行われる べきもので あることを 職員一人ひ		及び順守に
/ 定員管理	3	(1)	平成30年4月職員A採用後、センター長(理事長)等の知己等により公募せず「規定外の給与額」で職員採用、理事長、職員Aに与する職員により不正が漏れない組織を構築している。	平成30年度以降	公募によらない職員採用 の事実あり	 ・経緯と目 的の整理 ・必要性の 有無	_	公募での採用も しているなか、 業務運営上、専 門的知識等を有 している職員の 採用は必要不 可欠	_	就業規則	不当性があるとはい えない。	採用手続き について, 必 ずしも公募に よる必要はな い。	採用基準の規定	規定	採用基準・手続きが透明化されるよう令和2 年度内に採用基準を 策定する。	採用基準の
	4	(1)	これらの採用は実務能力の不足を助長し、人件費と業務委託経費を増加させている、平成29年に比し給与費が高騰している。他の病院と比し人員数は過剰、是正しないのは人件費削減と異なる目的であることは明白である。	平成30年度以降		 - -	_	・業務運営上、専門的知識等を有している職更の採用は必不可欠・規模の増大ともに人件の増加している増加している		就業規則	・専門的知識等を有する職員の活用により収益の確保の事実は認められ、この採用の 実務能力の不足を助しているとの判しているとの判しい。 ・総務省の決算状況 難しい。 ・総務からは、他ので の機関によい切れない。 をは言い切れない。	な分担や、組 織図を用い	単純な人員補充と いった場当たり的な採 用ではなく、計画的な 採用による適切な人 事配置を行う。	の規定・採用計画の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の	うため、採用基準、採	採用基準・ 採用計画の 策定

			・ 発文において述べられている	事・ 当てはまる事	実					考察 •	評価・ 対応 (整理確認な	:ど進行中)			
					現在確認	_ など作業i	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への	の対応
区分	通し 番号	<u>(個人情報</u>	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> <mark>容・主張を記したもの</mark>)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 において の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由·原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
給与	5	(2)	職員A、職員B等の給与が優遇されている。	年度についての明確 な区分ができないもの		 	_	・専門的知識やをもの収益の収益の収益の取扱ができる。とのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・職に経済をはいる。・現をはいる。・現をはいる。・現をはいる。・現をできる。をはいる。では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	職員給与規程	・規程に反する給与であり、また住民の常識や経営状況等を受けての情勢などから過剰と評価・出向元の勤務条件に比しても過剰と評価	根拠に欠け る人事評価 による昇給 昇格	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	・令和2年12月分等と見することで得ている。 一句に後の対象を引きているのでは、がはいるのでは、がはいるのででは、がはいるのでである。 一句には、がはいるのでは、がはいるのでは、がはいるのでである。 一句には、は、ないでは、ないでは、ないでは、、制制をはない。 一句には、、制制をはない。 一句には、、制制をはない。 一句には、、制制をはない。	・関係規程の整備及び・人事ででは、一・関係規程のをでは、一・の構定では、一・の構築のでは、一・のでは、・のでは、一・のでは、のでは、、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは
	6	(2)	経営破たん状態であるのに、令和 元年の職員Aの年収は1,000万円を 超えている。	令和元年	給与支払額は告発文添 付資料のとおり	 明確な基 本の有無 	_	専門的知識やをの数を収益のでは、一般を収益のでは、一般を必要をできるのでは、一般を表現である。	給与規程違反	給与規程	規程に反する給与であり、また住民の常識 や経営状況等を受け ての情勢などから過 剰と評価	根拠に欠ける人事評価による昇格	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	の過止な復行・人事評価制度の見直し	・令和2年12月分から見直し後の給与等とすることで対象ない方等全までの同意を得ていうのに、今の給外をは、対自りのもは、対は、対はのは、対対の自等をは、対対の自等をは、がは、現のは、のは、は、ないにに向るのは、は、ないには、、はないは、、はないは、、はないは、、はないは、、はないは、、はないは、、、はないは、、、、はないは、、、、、は、は、ないは、、、、は、は、ないは、、、、、は、は、ないは、、、は、は、ないは、、は、ないは、、は、ないは、、は、ないは、ない	・関係規程の整備及び高・人事で構入事で構造のの適にないでは、事には、のでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して
	7	(2)	職員Aに与する職員も年収は700万円を超えている。	令和元年	柏子又仏領は古光又次	 明確な基 準やプロセ スの有無 	_	専門的知識やもものを表すでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、またの	給与規程違反	給与規程	規程に反する給与で あり、また住民の常識 や経営状況等を受け ての情勢などから過 剰と評価	根拠に欠ける人事評価による昇給 昇格	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	・令和2年12月分から見ることで得ていた。 中国 12月分等全員 12月分等全員 12月分等全員 12年1月の大阪の大阪の大阪の対象主に 12年1月の大阪の対象主に 12年1月の日本に 12年1月の日本に 12年2年1月の日本に 12年2年1月の日本 12年2年1月の日本 12年2年1月の日本 12年2年1月の日本 12年2年1月の日本 12年2年1月の日本 12年2年11月の日本 12年112月の日本 12月の日本	・関係規程の整備及び一・制度の事には事に対して、一・制度の関係をでは、一・制度の関係を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、

		告	発文において述べられている	事・ 当てはまる事	実					考察 •	評価 ・ 対応 (整理確認な	ど進行中)			
					現在確認	など作業が	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への)対応
区通分番	し 号	個人情報等	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	l 論点	事の変更 において の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
8	3	(2)	職員Aや前職員Cの給与は理事長が特別に認めたものとして自ら、また加担する職員の給与を自由に水増ししている。	令和元年度	・給与支払額は告発文添 付資料のとおり ・理事長が特別に認める との規定もなく、理事長 は認めていない。	明確な基		専門的知識やの書のの表現のでは、まれるでは、まれるでは、まれるでは、まれるでは、まれるでは、まれるでは、まれるでは、まれるでは、まれるでは、まれるでは、まれるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	給与規程違 反	給与規程	・規程に反する給与であり、また住民の常識や経営状況等を受けての情勢などから過剰と評価・出向元の勤務条件に比しても過剰と評価	根拠に欠ける人事評価による昇格	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	は、対象者「3名中「1 名が自主返納に同意 しており、残りの2名に ついても現在自主返	・関係規程の適大事のでは、制度の事に事のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般ののでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、
ę	•	(2)	時間外手当の不正受給がある。	令和元年度		!	_	時間外勤務の 実施における申 請・承認に係る 確認が不十分	_	給与規程	手当の支給自体は妥当と考える。	自己申告内容を前提に せざるを得ない勤怠管理 体制であった。	時間外勤務の実施状 況に係る部門別・職種 別・時期別の状況及 び勤務内容の整理・ 分析	申請内容等のチェック機能の強化	令和2年度内に時間 外勤務の実施状況及 び勤務内容の整理・ 分析を行う。	新勤怠管理 システムの 導入等による申請内容 等のチェック機能の強化
1	o	(2)	交通費の不正受給がある。	令和元年度	・支給額は申請のとおり となっている。 ・申請内容と実態の整合 性については調査中。	 申請内容 の真偽 	_	申請内容等の チェック機能が 脆弱	_	給与規程	申請内容について、 妥当(雇用上の必要 な手当)なものである か再確認中		申請内容に係る証拠 書類等の提出の徹底	のチェック		証拠書類等 による申請 内容等の チェック機 能の強化
1	1		コロナ対応に便乗して非常識な手 当支給がある。	令和2年3月分	1回当たり1万円の手当 支給あり。	明確な基準やその適正性の有無	_	未知の危険なウ イルスに対する 職員の対応を評 価するため	給与規程に	給与規程	・手当の支給自体は 妥当と考える。 ・新型コロナウイルス に係る情報が乏しくは 乱期にあったとはがる 意す、業務内かわらに であった状況を であった状況を いてはる部分も認めらいている部分も認められる。	業務内容、 対応時間等 といった手当 の支給要件 等の決定の プロセス等が 不明確	支給要件等の適切な 整理と関係規程(給与 規程)への規定		・他の医療機関の状況等との比較により、支給要件等の適切な整理と関係規程の整備を現在進めている。・令和2年5月からの支給額について、のとおりとした。・・・医師・看護師:3,000円(夜勤・・・6,000円) それ以外の職員:2,000円(夜勤・・・4,000円)	・関係規程 への規定 ・他関の状態 との定 ・他関の定 ・他関の定 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

		告	発文において述べられている	事 ・ 当てはまる事	実					考察 •	評価 ・ 対応	(整理確認な	:ど進行中)			
					現在確認	など作業法	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への)対応
区分番	番し番号	(個人情報	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	 論点 	事の変更 において の差異	理由·必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
	12	(2)	経費削減を装いながら業者との癒 着に与する職員には水増しの報酬 が発生している。	令和元年度	・業者との個人的な金銭 授受等の癒着の事実は 判明しなかった。 ・担当職員に調整給が支 払われていることは事 実。	 	_	給与等の決定 の基準やプロセ ス等が不明確	給与規程に 規定なし	給与規程	・調整給について、、支 ・調整給について、、 ・給要件等のでいる。 ・給等を欠いる。 ・給学はののでの ・給学はでのといる。 ・給学はでの ・がでいる。 ・給学はでの ・手体 ・手体 ・手体 ・手は ・での ・での を受いて、 ・での ・での ・での ・での にで ・での にで にで にで にで にで にで にで にで にで にで	関係規程の運用が適切でない	・関係規程(給与規程等)の適切な運用 ・出向元給与を基準と した支給とする。 ・手当の支給に係る関係規程(給与規程)へ の適切な規定	の設立団体へのませい。 への速やかな報告・手当別の申請から チェックまで	元給与を基準とした妥当な支給額となるよう 関係規程の整備を行	・関係規程の整備及で適正な履の・手当別の申請からチェックまでのマニュアにの等の策定
	113	1	昇格昇給前から事務職給与規程以 上の給与となっており、更に増額さ れている者がいる。	令和元年度以降	3名の職員について左記 の件について事実確認 済み。	 	_	専経のやに実導ののでは、事には、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	給与規程違 反	給与規程	・規程に反する給与であり、また住民の常識 や経営状況等を受け ての情勢などから過 剰と評価 ・出向元の勤務条件 に比しても過剰と評価	決裁文書に より、自身を 含めた職員 の給与を決 定できるよう	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇給をした職員 自主返納 ・関係規程の を関係規程の をの見 ・人事評価制度の見	の適正な履行・人事評価 制度の見直 し		・関係機関を開発を開発を開発を開発を開発を開発をはまり、一般を開発を関いて、関係を関いでは、関係を関いて、関係を関いて、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いて、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いて、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いて、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関いでは、関係を関する。関係を関する。 は、関係を関する。 は、関係を関係を関する。 は、関係を関係を関する。 は、関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関
	114		前職員C、職員Aの給与増額は理事長が特別に定めたものとあるが、理事長の決裁はない、また定めたものの記載はない。そうであれば、業務上横領の可能性が高く、返還請求や刑事告発の検討も必要である。	令和元年度以降	・告発文に添付されている資料が存在することは事実長は、個々の職員の昇給について把握していなから分は事務部を表するが主張するが支援するが支援するが表当するが求める対事を発着が高切かの見解いでいる。	・明確な基 準やその 運用の適 正性の有 無	_	・専門的知識やでの特別を表験では、中野等をのでは、中野等をののでは、中野ののでは、中野ののでは、中野ののでは、中野ののでは、中野ののでは、中野ののでは、中野ののでは、中野ののでは、中野ののでは、中野ののでは、中野ののでは、中野ののでは、中野ののでは、中野のののでは、中野のののでは、中野のののでは、中野のののでは、中野のののでは、中野のののでは、中野のののでは、中野のののでは、中野のののでは、中野のののでは、中野のでは、中野ののでは、中野のでは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中	給与規程違反	給与規程	・規程に反する給与であり、また住民の常識 や経営状況等を受けての情勢などから過 剰と評価 ・出向元の勤務条件 に比しても過剰と評価	決裁文書に より、自身を 合めた職員 の給与を決 定できるよう	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 見主返納 ・関係規程の適正な で関係規程の適正な で入事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	は、対象者「34中「 名が自主返納に同意 しており、残りの2名に ついても現在自主返 納に係る協議等を進 めている。	・関係規程の適人度の適人度が記し、制度を開発では、中の適の人度がコーラのを表す。では、アーラーのを表する。

	告	- 発文において述べられている	事・ 当てはまる事						考察 •	評価 • 対応	(整理確認な	ど進行中)			
				現在確認	など作業法	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への	
区 通し分番号	(個人情報	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> <mark> </mark>	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	 論点 	事の変更 において の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
15	1	経営不振のなかで、給与の増額等 について理事長は理事会、設立団 体、県民への説明責任がある。	告発者の主張のため 年度区分なし	明確な基準やプロセスがないなかで、給与の増額があったことは事実。	 	_	給与の決定の 基準やプロセス 等が不明確	_	_	_		・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇台をした職員からの 早島主返納 ・関係規程の適正な で、人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	・令和2年12月分等全12月分等全間と後の対象を対象の同意とで得ている。 かと 員ま の同の での での での での がり での での がり での での がり での	・関整正人民びコー会係機をは事の職ユョの職ニシのをでいまの職ニュョ確はのでは、はのでは、は、ののののでは、は、ののののでは、のののののでは、のののののでは、のののののでは、ののののののでは、のののののののの
16	1	規定外の給与支払いを理事長が独 断で認めているならば、理事長も特 別背任罪に該当する可能性があ る。	告発者の主張のため 年度区分なし	・明確な基準やプロセス がないなかで、給与の増 額があったことは事実。 ・告発者が主張する罪状 が該当するのかある対応 た告発者が求める対専門 家の見解や指示等を仰 いでいる。	■準やその ■運用の適 ■正性の有 ■無 ■・プロセス	_	・専門的知識やでの知識での場合の収益を表現ができる。 ・専門的知識では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中	_	_	_	_	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	・令和2年12月分から見直し後の対象与者る。とで得て1月の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の	・関係規程の適大銀程の整正事のでは、制度の表にのでは、事のでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ま
17	2	経営不振とのため昇格は見送ると の通達がありながら、職員A、前職 員C以外にも大幅な昇格昇給した 職員がいる。	令和2年4月 立案は元年度	・給与支払額は告発文添 付資料のとおり。 ・昇格見送りの通達は 行っていない。	・明本では、 ・明や明性の一の一のでは、 ・の一のでは、 ・のの有ののでも、 ・の一のでは、 ・ののののでは、 ・ののののでは、 ・ののののでは、 ・ののののでは、 ・ののののでは、 ・ののののでは、 ・ののでは、 ・のでは、 ・のでは、	_	専門的知識や 経験等をもって 収費用の節組を主 費用の下取組を主 となる職場として の評価等による もの	_	_	_	_	_	_	_	_

			・ ・ ・ ・ 発文において述べられている	事・ 当てはまる事	実					考察・	評価・対応 (整理確認な	:ど進行中)			
					現在確認	など作業法							設立団体からの		是正命令への	
区分	通し 番号	(個人情報	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	 論点 	事の変更 において の差異	理由·必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由·原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
	18	2	経営評価は「C」ということで、昇給は2号給でなければならず、「以下①~⑦」は規定外である。	令和2年4月 立案は元年度	人員不足から、本来個別で行われるべき人事評価制度がなされていなく、設立団体・評価委員会の評価によって、一律昇給という運用となっていた。		_	専門的知識やて収益の動物をはないでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	個別評価そ のものは、 会規程に反 するものでは ない。	給与規程	給与規程が想定している公平な手続きを 経ておらず、不当である。	法人独自の考え方、判断によるもの	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行・人事評価 制度の見直 し	・令和2年12月分から見するに後の給身与者る。とで得ている名は、からの一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の	・関係規程の整体は現代の変化を表現を関係ができる。一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、
	19	2	①職員D…76,000円昇給	令和2年4月 立案は元年度	昇給していることは事	 	_	人材が整ってい ない看護部の立 て直しに成力 し、成果もあげ ていることを評 価	任期付き職 員の採用規 に関い 関に 対 に 対 に 対 に 対 に 対 の に り の に り の に り の に り の に り の に り の り の	任期付き職員の採用場に関する規程	規程に定めていない ものであり, 過剰と評 価	法人独自の考え方、判断によるもの	・任期付き職員に関しては、昇給に係る明確な基準等を関係規程に規定する。(規程上は昇給しないことが前提)・規程に沿った給与の減額の交渉を行う。	基準等の ルール化の うえ関係規 程において 規定	す。 ・人事評価制度につい ては、統一的な仕組	・俄に討りでは、一般に対して、一般に対して、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では
	20	2	②職員E…30,000円昇給	令和2年4月 立案は元年度	昇給していることは事 実。	 明確な 選連工無 	_	人材が整っていない看護部の立て直しに尽力 し、成果もあげていることを評価	任期付き職等に発しては、日本のでは、	任期付き職等に関する規程	規程に定めていない ものであり, 過剰と評 価	法人独自の考え方、判断によるもの	・任期付き職員に関しては、昇給に係る明確な基準等を関係規程に規定する。(規程上は昇給しないことが前提)・規程に沿った給与の減額の交渉を行う。	基準等の ルール化の うえ関係規 程において 規定	・任期付けています。 ・任期付けています。 ・任期付けています。 ・一年間では、明確係規には、一年のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本	・俄職に討・の行・制及のケ機に対明の行・関連の行・関連事の職ニシの保証 評構員ニンの会議 無関 無関ののののののののののののののののののののののののののののののののの

	f	告発文において述べられている	事・ 当てはまる事						考察 •	評価・対応 ((整理確認な				
				現在確認	など作業が	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への	
区通分番	ニ║ <u>(個人情</u> 報	て書で述べられている事 <u>段等に配慮したかたちで告発文</u> 内容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	I I 論点	事の変更 において の差異	理由·必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由·原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
2	2	③2階級昇格…60,600円昇給	令和2年4月 立案は元年度	昇格昇給していることは 事実。	 - -	_	事務部の中心職員としての評価等によるもの	給与規程違 反	給与規程	給与規程が想定している公平な手続きを 経ておらず、不当である。	法人独自の考え方、判断によるもの	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な 行 ・人事評価 制度の見し	・令和2年12月分から見直し後の紀子等とでは、 見直し後の同意をでいる。また、令和2年4月分からは、 日分いては、の紀年年にでは、 の紹には、 の場には、 の場には、 の場には、 の場には、 の場には、 の場には、 の場では、 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	・関係規及行係規及行・関係の主な評構をできる。人のコージのコージのコージのフェンの
22	2 2	④採用後2か月で22,400円昇給	令和2年4月 立案は元年度	昇給していることは事 実。	 	_	事務部の中心職員としての評価等によるもの	給与規程違反	給与規程	給与規程が想定して いる公平な手続きを 経ておらず, 不当であ る。	法人独自の考え方、判断によるもの	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な 行 ・人事評価 制度の見直 し	ついては、自主返納に 同意している。 ・人事評価制度につい ては、統一的な仕組	・関係規程の整備及行動では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
2:	3 2	⑤規定では主事補から主事昇格は 5年実務実績が必要だが1年で昇格			・明確では、一切をは、明確では、明本では、ののでは、ののでは、一切をは、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ののでは、ののでは、	_	事務部の中心職員としての評価等によるもの	給与規程違 反	給与規程	給与規程が想定している公平な手続きを 経ておらず、不当である。	法人独自の考え方、判断によるもの	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 ・人事評価 制度の見直 し	・令和2年12月分から見直し後の給与等とすることで同意をの和2年4月分から。また、令和2年4月分いては、給手返に同意している。・人事評価的な仕組みがないことから、制度の構築に向けた体制整備を進める。	・関整は現程では、の適によりでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切

		牛	i発文において述べられている፤	事・ 当てはまる事	実					考察 ·	評価 ・ 対応	(整理確認な	ど進行中)			
					現在確認	など作業法	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への)対応
区分	通し 番号	<u>(個人情報</u>	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> 1容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 において の差異	理由·必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由∙原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと
	24	2		令和2年4月 立案は元年度	日仏「アハスーしけ事	 明や 1 明本 1 明本 1 明本 1 日本 1 日本	_	専門的知識や経験等をもって収益の節組を開の節組を主となって進めている職員としての評価等によるもの	給与規程違 反	給与規程	給与規程が想定して いる公平な手続きを 経ておらず、不当であ る。	法人独自の考え方、判断によるもの	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・人事評価 制度の見直 し	ついては、自主返納に 同意している。 ・人事評価制度につい ては、統一的な仕組	・関係規程の整備及び行・人事のをではいるでは、一人事のでは、一人事のでは、一人事のでは、一人事ののコミュニケーション
	25	2	⑦任期付き職員が30,000円の昇給	令和2年4月 立案は元年度	昇給していることは事 実。	 	_	救命救急センターを強化していることに対する評価	任期付き職会関に程項には、日本のでは	任期付ける職等制力を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発しませた。	規程に定めていない ものであり, 過剰と評 価	法人独自の考え方、判断によるもの	・任期付き職員に関しては、昇給に係る明確な基準等を関係規程に規定する。(規程上は昇給しないことが前提)・規程に沿った給与の減額の交渉を行う。	基準等の ルール化の うえ関係規 程において 規定	・任期いてでは、 ・任期のでは、 ・任期のでは、 ・任力のでは、 ・一年のでは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・任期付きおについては対・関係を現るでは、表現のでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して
	26	2	事務職と年長の看護師の比較をし、 事務職の方が高額ということが確認 できる。他の公立病院では考えられ ない。		・告発者のいう対象者間の給与の高低の状況は事実。 ・他の公立病院との比較に係る主張の根拠については確認できないもの。	 一般的事 例との比 較による是 非	_	専門的知識や 経験等をもって 病院機能の強 化に向けた取組 を主となって進 めている職員と しての評価等に よるもの	_	_	_	_	_	_	_	_
	27	3	職員Bの給与は、月額27万円を超える調整額が支給され、また自ら決裁最終者としている。 県民への裏切りである。前職員Cの給与扱いも同様であり千葉県の見解を示すべき。	令和2年4月 立案は元年度	又桁については争夫。	・明本では ・明本では ・明本でののでは ・明本でののでは ・明本でののでは ・明本でののでは ・明本でののでは ・明本でののでは ・明本でののでは ・明本でののでは ・明本でののでは ・明本では ・明本では ・ののでは ・のでは	_	・事務部の責任者としての評価等によるもの・出向元の給与を下回らない合意がある	派遣職員就 業規則違反	・派遣職員 就業規市職 ・東金給与例 関する条例	・規程に反する給与であり、また住民の常識や経営状況等を受けての情勢などから過剰と評価・出向元の勤務条件に比しても過剰と評価	含めた職員 の給与を決 定できるよう	・関係規程(給与規程 等)の適切な運用 ・出向元給与を基準と した支給とする。 ・手当の支給に係る関 係規程(給与規程)へ の適切な規定	・関係規程 の適正な履 行・人事評価 制度の見直 し	・給与について、出向 元給与を基準とした妥 当な支給額となるよう 関係規程の整備を行 い、それを適正に履行 する。 ・手当の支給に係る関 係規程の整備を現在 進めている。	の整備及び 適正な履行 ・人事評価 制度の構築 及び職員間

		告	発文において述べられている	事・ 当てはまる事	実					考察 •	評価 ・ 対応 ((整理確認な	ど進行中)			
					現在確認	など作業法	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への)対応
区分	通し 番号	(個人情報	書で述べられている事 等に配慮したかたちで告発文 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	 論点	事の変更 において の差異	理由·必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと
	28	4	令和2年7月に、事務職、看護助 手、ソーシャルワーカーを対象に、 コロナウイルスによる減収対策として、人件費3割削減を目標として、希望退職者を募り、年間1億円の人件 費削減の目標を満たさなければ対 象職員のみ給与賞与のカットを行う との説明会があった。	令和2年度	・説明会実施 ・説明会には設立団体からも出席。 ・3回の説明会後の統一 的な内容(希望退は対象 職員の35%、希望退職者 とのいては、希望退職 者いては、希望退職者の 状況等を踏まえ改めて、 定する。)を周知した。	情報の統確 一保 保 で	_	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	_	_	達・共有が発生するな	て経営上必要と判断し、 設立団体とも 内容等の確	情報の統一性の確保 及びその正確な周知・ 伝達・共有の徹底	情報の適切	情報の統一性の確保 及びその正確な周知・ 伝達・共有を徹底して いく。	検討段階及 び請報の 動物で 管理の 徹
	29	4	説明会において、我々「経営陣」も6 月から10%の減給をしているとの答 弁、また夜間勤務の不公平感をなく すための夜勤の承認、また異業種 間の異動を認めた再雇用契約をす るとの説明もあった。	令和2年度	減給、夜勤の承認の件について説明を行った。	情報のの問達・伝の周達・底	_	た。 新型のの、常になまって、大をりが状見事のが、常になまのが、常にないまで、大きがが、大見事のが、大学の、大学をでいる。大学を表表を表表を表表を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	_	・派遣職則 ・派業規付用 ・任 の ・ ・ 会の は り に 関 に 関 を と 会 の は を と の は り に り は り に り は り は り は り た り た り た り た り り り り り り	達・共有が発生するな	て経営上必要と判断し、 設立団体とも	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	情報の適切	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有を徹底していく。	検討段階及 び説明適の 情報の面 な管理の徹 底
	30	4	しかし、経営陣の減給は未実施であり、嘘の説明により立場の弱い職員への退職や減給、不利な雇用契約を迫るものでパワハラである。	令和2年度	・ 減 相 は 美 心 し に いる。 ・ 職員 B に つ い て 、 関係 手 続 に 時 間 を 要 し 、 6 月 及 び 7 月 の 支 給 の タ イ ミ ン グ に は 間 に 合 わ な か っ た が 、 手 続 き 完 了 後 速 や か に 減 額 相 当 分 を 返 金	 	_	新型のけまでは、大きのでは、ないでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないないがは、はないは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	_	・派遣職員 ・派業規則 ・任期採る ・経与規程 ・給与規程	説明会において、経 営陣の減給につい て、決定ではあるもの の一部手続り丁寧な といった、努めるる といった部分もある が、妥当	法人において終生を記している。 大経学のでは、 大経学のでは、 大経学のでは、 大経学のでは、 大経学のでは、 大名でのものでのものでは、 大名でのでのは、 大名でのでのは、 大名でのでのでのは、 大名でのでのでのでは、 大名でのでのでのできる。 大名でのでのでのでは、 大名でのでのでのでのできる。 大名でのでのでのでは、 大名でのでのでのできる。 大名でのでのでのでのでは、 大名でのでのでのでのできる。 大名でのでのでのでのでのでのでのでは、 大名でのでのでのでのでのでのできる。 大名でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	情報の適切	情報の統一性の確保 及びその正確な周知・ 伝達・共有を徹底して いく。	検討段階及 び情報の 情報の 動物 を 電
	31	4	また、この横暴を設立団体は承認 済みとされているが、状況把握して 承認したとは思えない。 設立団体の説明を求めたい。	令和2年度	と舞る自の説明、また法 人理事会に諮る旨を報 告した。	 	_	新型のは、常には、大きないので、では、大きないが、大きないが、大きないので、大きないが、大きないのでは、大きないが、まないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないかいが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、な	_	・派遣職則 ・近期付用 ・近期 ・近期 ・近期 ・近期 ・近期 ・近期 ・近期 ・近期 ・近期 ・近期	法人において経営上 必要と判断し、設立団 体とも内容等の確認 をしたうえでのもので あり、妥当	法人におい て経営上い必 要と判断体とも 内容等のもの でのもの	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	情報の適切	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有を徹底していく。	検討段階及 び説明時の 情報の 衛 を 理 の 徹

			発文において述べられている ・	事・ 当てはまる事	 [実					考察 ·	評価 ・ 対応	(整理確認な	 :ど進行中)			
					現在確認	 など作業:	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への	D対応
区分	通し 番号	(個人情報	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	 論点 	事の変更 において の差異	理由·必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
	32	4	理事長については以前減給したので減給は無く、退職や減給を迫る事態の責任は取るつもりはないようである。	令和2年度	令和2年6月以降に報酬の更なる減額は実施していない(平成30年4月から継続(期間を3回更新)して1割の減額を実施している。)。	■	_	新型のようでは、大きないのでは、大きないでは、大きないが、大きないが、大きないのでは、ないのでは、ないのではないでは、ないのでは、ないではないでは、ないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	_	酬の特例に	説明会において、理 事長の減給に係るこれまでの対応や今回 の取扱い等も含めた、 より丁寧な説明等に 努めるべきといった部 分もあるが、妥当	内容等の確	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	情報の適切	情報の統一性の確保 及びその正確な周知・ 伝達・共有を徹底して いく。	検討段階及 び説明時の 情報の 衛 を 管理の 徹 底
	33	4	職員Bにおいても、月27万円の調整額を増額しながら、自らの減給も明言しながらも減給はない。	令和2年度	婉観処理、0・/月万の	┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃	_	新型の、常は、大きのでは、大きないは、ないでは、大きないは、ないがは、ないは、はないがは、はないは、ないは、ないは、はないは、ないは、はないは、ないは、ないは、ないは	_	派遣職員就 業規則	説明会において、経 営陣の減給につい て、決定ではあるもの の一部手続中である といった、より丁寧 送いった部分もある が、妥当	法人におい と経営 と判団体の をしたうえ でのもの	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	情報の適切	情報の統一性の確保 及びその正確な周知・ 伝達・共有を徹底して いく。	検討段階段 び開報の 情報の で で で で で で を で を で を で 、 、 、 、 、 、 、 、
	34	4	職員Dについては、前述のように令和2年4月に76,000円昇給しており、6月に減給しても減額ではなく前年比で増額しているが、理事会はそれを理解しているのか。	令和2年度	昇給していることは事 実。	 	_	人材が整っていない看護部カ て直しに尽力 し、成果もあげていることを評価 ※19の再掲	任期付き職 員の採用規 に関いま は は は は は は は は は は り が り り り り り り り り	に関する規 程 ※19の再	規程に定めていない ものであり, 過剰と評 価 ※19の再掲		・任期付き職員に関しては、昇給に係る明確な基準等を関係規程に規定する。(規程上は昇給しないことが前提)・規程に沿った給与の減額の交渉を行う。※19の再掲	基準等の ルール化の うえ関係 程において 規定 ※19の再 掲	・任期付きでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	・田職に討りの行うとは、一日職に対するのでは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、一日の行うとは、日本の行うには、日本の行うにはは、日本の行うには、日本の行うには、日本の行うにはは、日本の行うにはは、日本の行うには、日本の行うには、日本の行うにはは、日本の行うにはは、日本の行うにははは、日本の行うにはは、日本の行うには
	35	4	職員Fは、令和2年6月に減給となっているが、翌7月に管理職手当が50,000円の増額となっており、減給したとは言えない。また、職員Fには、令和2年7月に、減給を実施した令和2年6月分として、管理職手当の増額分50,000円も支給されている。	令和2年度	の管理職子当を変更したもの。	■・明やの報のでは、明やの報のでは、「一個ののでは、「一個ののでは、一個のでは、「一個ののでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「」では、「一個のでは、「」では、「一個のでは、「」では、「一個のでは、「」では、「一個のでは、「」では、「一個のでは、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」	_	管理職手当の 適正化と給与の 減額の時期が 重なってしまっ たため	給与規程に 違反	給与規程	減給と管理職手当の 増額が同時期に決定 となった点について丁 寧な説明に努める必 要があったが、妥当	管の理定と 理職正会が程と 手なり がそれた がそれた がそれた がそれた がらの がある。	・関係規程(給与規程 等)の適切な運用 ・手当の支給に係る関 係規程(給与規程)へ の適切な規定	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	・関係規程の適切な運用を行う。 ・手当の支給に係る関係規程の整備を現在 進めている。	•人事評価

		告	- i発文において述べられている§	事・ 当てはまる事	実					考察 •	評価 • 対応 (整理確認な	ど進行中)			
					現在確認	<u>.</u> など作業:	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への	の対応
区分	通し 番号	(個人情報	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> <u> 容・主張を記したもの)</u>	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 において の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由·原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
	36	4	理事長に追従し横領組織に協力的 姿勢の職員2名は令和2年6月から 減給しているが、この減給をもって 「経営陣」が減給しているといった扱 いとするのか。	令和2年度	※19及び33の再掲	┃掲 ┃・情報の統	_	・小なで成る 19型のけまが、大いでは、19型のけ非沢見事中と兼固件るこのコ感資になま宣勤応合費の組な 再口染金厳るれてのカげ評 イ大繰しこ、言務業いを節をってのカげ評 イ大繰しこ、言務業いを節をった。33の方には、19型のは19型のは、19型のは19型のは、1	任期付き職員に関する 関に対する 関に対する は は は は は は は は は は り の り り り り り り り り	任期付き職等は 2000年 2000年 2000年 3000年 300000000	・規程に定めていないものであり、過剰と評価※19の再掲・説明の戻手はいて、一つない明の定手にのののといのでは明って、努分もあるならにのではいい。そのでは、努力をあるならが、33の再掲	考え方、判によるものでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年のでは、当年のでは、当年のでは、当年のでは、当年のでは、当年ののでは、当年のでは、当年ののでは、当まりのでは、当まののでは、当まののでは、まりのは、当まののでは、はのは、当まののでは、はのは、はのは、はのは、はのは、はのは、はのは、はのは、はのは、はのは	に規定する。(規程上は昇給しないことが前提)・規程に沿った給与の減額の交渉を行う。 ※19の再掲情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	ルール化規 程に 規定 ※19の ・検情報 ・検情報 の切な底 のの の の の の の の の の の の の の の の の の の	見直し後の給与等と することで同意を得て いる。また、令和2年4 月分以降の給与等に ついては、自主返納に 同意している。 ・人事評価制度につい ては、統一的な仕組 みがないことから、令 和3年度における制度	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	37	5	横領組織の事務職員と一部の看護師は、コロナ患者の受け入れ対応として接触もしない交通誘導等でも1回10,000円の手当を支給している、数分交通誘導をしただけの職員が患者対応している病棟看護職員と同額の手当とされており基準が明確ではないことを利用して、経営不振をうたっておきながらの手当支給である。	令和2年3月分	・支給の事実あり。 ・交通誘導だけでなく、患 者の荷物の運搬や病室 の整備等も行っていた。	 明確なその適有 理性 本 1	_	手当の対象となる業務や金額の設定根拠等といった基準が不明確	和分別性達	給与規程	・手当の支給自体は 妥当と考える。 ・新型コロナウイルス に係る情報が乏しくは 乱期にあったことはが、 職種、業務内やわらば 職種であった状況に 一律であった状況に ついてはる部分も認められる。	業務内容、 対応時間等といった手の の支給要件 等の決定等が 不明確	支給要件等の適切な 整理と関係規程(給与 規程)への規定	今後も他の 医療機関の 状況等と比 較する。	・他の医療機関の状況等との比較により、支給要件等の適切な整理と関係規程の整備を現在進めている。・令和2年5月からの支給額について、以下のとおりとした。・・・医師・看護師:3,000円(夜勤・・・6,000円)をれ以外の職員:2,000円(夜勤・・・4,000円)) 等との定期 的な比較
	38		理事長や職員Bが不正に与してい	・年度についての明確 な区分ができないもの ・告発者の主張のた め年度区分なし	・支給額は申請(帳簿)のとおりとなっており、退勤時間との突合せに差異はない。・申請内容と実態の整合性については現状のシステムでは確認ができない。・告発者の主張する罪状に当てはまるのかどうか、専門家の見解や指示等を仰いでいる。	I I I I申請内容 Iの真偽 I	_	時間外勤務の実施における申請・承認に係る確認が不十分	_	給与規程	手当の支給自体は妥 当と考える。	容を前提に せざるを得な い勤怠管理	時間外勤務の実施状 況に係る部門別・職種 別・時期別の状況及 び勤務内容の整理・ 分析	のチェック	令和2年度内に時間 外勤務の実施状況及 び勤務内容の整理・ 分析を行う。	新勤怠管理 システムの 導入等による 事のチェッ ク機能の強 化

		告	発文において述べられている『	事・ 当てはまる事	実					考察・	評価・対応 (整理確認な	ど進行中)			
					現在確認	など作業が	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への)対応
区分	通し 番号	(個人情報	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 において の差異	理由·必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由·原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
	39	6	併せて、コロナ手当、理事長が招いた職員の規定外基本給、調整給などによる基本給に基づき算出された時間外手当、調整給がどのようになっているのか県民の方にも確認いただきたい。	令和元年度以降	コロナ手当、調整給など 規程外の支給をしてい た。	 		・給与の決定の 基準やプロセス 等が不明当の支 ・各種手る基準が不明の運用が がいまい	各種規程違反あり	就業規則 ・任期付職 員の採用等 に関する規 程 ・給与規程	・給与について、住民の常識や経営状況を受けての情勢元の情勢元の時のと出しても過剰と評価の・手当について、支えのと当に妥の手要体はの設定にものといているものと認められる。	関係規程の 運用が適切 でない	・関係規程(給与規程 等)の適切な運用 ・出向元給与を基準と した支給とする。 ・手当の支給に係る関 係規程(給与規程)へ の適切な規定	の選をいる。のでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	・給与について、令和 2年12月分より出向 元給与を基準とした妥 当な支給額となるよう 関係規程の整備を行 い、それを適正に履行	・関係規程 の整備及び 適正な履行 ・人事評価 制度の構築 及び職員間 のコミュニ
	40	7	令和2年10月採用予定の事務職員 に対し、令和2年9月分の給与を支 給しているが、令和2年9月の勤務 実績は一切無く、業務上横領罪、背 任罪に該当する。	令和2年度	令和2年8月からの採用 となっていたが、8月及び 9月については待機を指 示されたとのことで、勤務	【性 ・内容につ	_	・実態に応じた 給与の支給 ・専門的知識や 経験等を有する 職員の採用を 行ったもの	き、懲戒審査	1力倒基华达	勤務実態のない職員 に対する給与の支払 いについては、妥当と はいえない。	雇用契約の 条件等も含	・待機を指示した職員 に係る厳正な対処。 ・勤務実態のなかった 期間の給与の自主返 納を求める	てに法職で容ま基で容まといきとととという。 大人のののでは、 大人のののでは、 大人のののが、 大人のののが、 大人のののでは、 大人ののでは、 大しいのでは、 、 大しいのでは、 、 大しいのでは、 大しいのでは、 大しいのでは、 大しいのでは、 大しいのでは、 大しいのでは、 大しいのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	・規律違反に関与した 職員の処分は懲戒 査委員会での審査を 開始しており、そる 主施する。 ・勤務のなかった 期間の知いに係る 等を進めている。	採用に際件 の適及び を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
	41	7	希望退職を募っているにもかかわら ず事務職の採用がある。	令和2年度	トームページ上での掲載 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・内容につ	_	・事務職の採用 情報のホーム ページ上での掲 載が継続してい たもの ・専門的知識や 経験等を有する 職員の採用を 行ったもの	_	计类相则	専門的知識や経験等 を有する職員の採用 を行ったものであり、 不当とは言えない。	法人独自の考え方、判断によるもの	院内職員への十分な 説明	•採用計画		採用基準・ 採用計画の 策定
	42	7	希望退職にて看護助手職員が多数 退職したなか、派遣の看護助手が 令和2年8月より次々採用されてい るが、派遣募集の助手はセンターの パート看護助手より時給が高く、か つ派遣会社への経費が別に計上さ れることから、人件費の削減になっ ているか疑問である。 設立団体の調査に期待。	令和2年度	・看護助手が14人退職した。 ・派遣職員の看護助手は、夜間看護体制加算の取得を図るために行ったもの。	・経緯・事 情の適正 性 ・費用対効 果の有無	_	・費用対効果を 鑑み進めている もの ・夜間看護体制 加算の取得を図 るためのもの	_	_	夜間看護体制加算の 取得を図るため、必要 なものであると整理す るもの。	法人独自の 考え方、判断 によるもの	院内職員への十分な 説明	院内職員へ の十分な説 明	连"共有を徹底りるに	・検討段階 及び説明時 の情報の 切な管理の 徹底 ・院内職員 への十分な 説明

			- ・発文において述べられている	事・ 当てはまる事						考察 •	評価 ・ 対応 ((整理確認な				
					現在確認	など作業法							設立団体からの		是正命令への	
区分	通し 番号	(個人情報	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	I I 論点 I	事の変更 において の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
	43	8	外部から招いた事務職員の履歴書と年金加入報告書をみると、経歴詐称といった齟齬があり、そのとおりであれば採用の基本給が不正に定められている。	令和2年度	履歴書が当該職員から 提出された後に、採用担 当職員が履歴書を改ざ んした。	 	_	採用担当職員の不適切な事務によるもの	当該職員の 規律違反な し	就業規則	採用担当職員による 履歴書の改ざんは不 当(当該職員は、履歴 書の改ざんに関与し ていない。)。	採用担当職 員による不 適切な事務 処理	履歴書改ざんに関与 した職員に係る厳正 な対処	職員研修	・規律違反に関与した 職員の処分は懲戒を 査委員会での審査を 開始しており、そのま 査結果等を 実施する。 ・刑法上の必要な 措査 についても懲戒 ・所を 質会の見解・所を 皆官庁との相談等を する。	コンプライアンス意識
	44	8	経営不振のため人件費削減をうたいながら、以前の3倍の人員数でも力量不足であると人員の不足を訴え採用する矛盾なことをしている。	平成30年度以降	適切な組織体系・体制による事務執行等を図ることを目的として採用したもの。	経緯・事情	_	業務運営上、専門的知識等を有 している職員の 採用は必要	_	就業規則	・専門的知識を有する 職員の活用により収 益の確保の事実用助は あられ、この採用助は 務能力のとの収 移能力のとの以 りているとの い。 ・総務省の決算状況 調査からは、他 一種 の職員とは が過剰でい の 機関に言い切れない。	な分担や、組 織図を用い	単純な人員補充と いった場当たり的な採 用ではなく、計画的な 採用による適切な人 事配置を行う	・採用基準 の規定 ・採用計画 の策定	計画的な採用による 適切な人事配置を行 うため、採用基準、採 用計画を令和2年度 内に策定する。	採用基準・ 採用計画の 策定
	45	8	これは経歴詐称しても、20万円の高額調整給を付してでも、懇意にしている人物を高給で雇用する恣意とみるべきである。	令和2年度	・令和2年8月分、9月分 の給与について、給与係 の不注意によって、それ ぞれ20万円の支給が生	無 ・経緯・事	_	給与支払い事 務の誤り	給与規程に 反する	給与規程	給与事務のミスによる 支給であり、不当。	給与係での ダブルチェッ クが機能して いなかった。	誤った支給分(40万円)については,返金を求める。	チェック機能の強化	誤支給については令 和2年12月に返金済 み。	チェック体制の見直しチェック機能の強化
	46	8	さらに当該者は時間外手当につい ても不正請求がなされている。	令和2年度	・支給額は申請(帳簿)のとおりとなっており、退勤時間との突合せに差異はない。 ・申請内容と実態の整合性については現状のシステムでは確認ができない。	I I 申請内容 の真偽	_	時間外勤務の 実施における申 請・承認に係る 確認が不十分	_	給与規程	手当の支給自体は妥当と考える。	自己申告内容を前提に せざるを得ない勤怠管理 体制であった。	時間外勤務の実施状況に係る部門別・職種別・時期別の状況及び勤務内容の整理・ 分析	申請内容等のチェック機能の強化	が到傍の夫他仏流及	新勤怠管理 システムの 導入等による申請内 多のチェック機能の強 化
	47	8	人件費削減の意味を理事長他には 説明してほしい。	告発者の主張のため 年度区分なし	収益の確保を図りつつ、 資金繰りの安定化に向 けた固定費の削減を図っ たもの。	 	_	新型コのけまではいたが、大きりいたが、大きが状が、大きが状が、大きが、大が、大きが、大が、大きが、大が、大きが、大きが、大きが、大きが、大		_	達・共有が発生するな	て経営上必 要と判断し、 設立団体とも	情報の統一性の確保 及びその正確な周知・ 伝達・共有の徹底	びその正確	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有を徹底する。	

		告	<u></u> 発文において述べられている	事・ 当てはまる事	 :実					考察 •	評価 · 対応 (整理確認な	ど進行中)			
					現在確認	など作業が	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への	
区分	通し 番号	(個人情報	書で述べられている事 等 <u>に配慮したかたちで告発文</u> 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	i i i i i i i i	事の変更 において の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと
	48	(給与関係 の) まとめ	一部職員が規定を無視した給与体系により運用されており、実績がない給与支給、時間外手当の架空請求、経歴詐称がまかりとおっている。また、人員増により人件費が増大しており、少なくとも平成30年4月以降の採用、昇格昇給の運用を確認してほしい。		※個々の事案の記載内 容のとおり	 	_	※個々の事案 の記載内容のと おり	※個々の事 案の記載内 容のとおり	※個々の事 案の記載内 容のとおり	※個々の事案の記載 内容のとおり	※個々の事 案の記載内 容のとおり	※個々の事案の記載 内容のとおり	※個々の事 案の記載内 容のとおり	※個々の事案の記載 内容のとおり	※個々の事 案の記載内 容のとおり
	49	(給与関係 の) まとめ	不正が確認された職員は詐欺罪、 業務上横領罪、特別背任罪などで 起訴して不正に得た給与の返還を 求め、損失を少しでも回収すべき、 設立団体の対応を期待。	告発者の主張のため 年度区分なし	設立団体からの調査等 の要請を受け、告発者の 主張する罪状に当てはま るのかどうか、専門家の 見解や指示等を仰いで いる。	・単連正無経のでは、一、一、単準連正無経のである。 では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一		・給準や不実はのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般		・派遣職員 就業規付職員 の採用付限 に関する規 ・給与規程	・規程に反する ・規程には、 大は、 大は、 大は、 大は、 大がなの元も の元も の元も のが支い。 ・動の 当性は が支払いな い。 ・手当と そる。 ・手当と も、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	関係規程の運用が適切でない	・関係規程(給算用 等)の適元給を基準 ・出た支給の方統をする。 ・手当の方統を対象を ・手当のを ・手当のを ・手当程(・手)の ・手 ・手 ・手 ・手 ・手 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・の理をのへな・申チのル・に切務種切変つ立速告当かソニの契づ支徹規な更た団や別らま工策の対立の製を開び支徹を開かりまり、のですのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	・規妥等12月まのた降2月5年にている発生と対して、12月まののた降2月5年を発生しているのが得2年ににいかのが得2年に対して係2年ににいかのが得2年に対して10分後でを2年2月の中に10分後でを2年2月の中に20日等では2年2年1月の中に20日等では2年2年1月の中に20日等では2年2年2月の中に20日等では2年2年2月の中に20日間では20日間では20日間では20日間では20日間では20日間で20日間で20日間で20日間で20日間で20日間で20日間で20日間で	・関整では、世界では、世界では、世界をは、世界では、世界では、世界でののでは、世界のののでは、世界ののののでは、世界のののでは、世界のののでは、世界のののでは、世界ののでは、世界ののでは、世界ののでは、世界のは、世界のは、世界のは、世界のは、世界
委託業務	50	(3)	平成29から平成30年に強行した 医事・清掃委託業務の内製化による経費削減に失敗し再委託化した が以前に比し委託費が激増する結 果となった。 増額をごまかすため昨今は医療機 器類の保守契約などを強引に解約 するなどしているが効果は表れてい ない、理由は以下(項目番号:9)に 示すとおり医事業務を主に業務に 釣り合わない多額の委託費を過剰 に支払っていることが原因である。	年度についての明確 な区分ができないもの	ついて、告発者の主張する比較の対象が同内容、同量のものとはなっていないことは確認済み。 ・経費の削減を目的に保守の契約を解除し、臨床工学技士によるメンテナ	!の有無 ・経緯・事 情の適正 _性	契約内容 等の差異 あり	契約内容等の差異によるもの	契約規程違 (契約規程 を の の で の で で で で で で で で で で で で で で で	契約規程	・契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点によるる調達ではなく、可能な限 はなく、可能な限り、計画的な調達による競争を もつての調達に努める 必要あり	遵守に対す る職員の意 識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用・計画的な調達事務の執行による競争をもっての調達の徹底意勢をもっての調達の後による調達に係る必要性やみある理由・説明等の整理	明確な整理 ・契約監視 委員会(法	する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。	策定 ·令和3年 度における

			事 ・ 当てはまる事	 実					考察 •	評価 ・ 対応	(整理確認な	 :ど進行中)			
				現在確認	など作業							設立団体からの	是正命令	是正命令への	
区 通し分番号	(個人情報	書で述べられている事 等に配慮したかたちで告発文 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更においての差異	理由·必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
51	9	医事業務について、現行の委託先のAA社と、平成29年度までの委託 先であるBB社との委託費には相当 の差異がある。	平成30年度以降	・AA社については、見積 合わせのうえで、選定さ れている。 ・BB社への業務委託時 に比べ、患者数、手術件 数等も大幅に増加してお り、業務量が明らかに異 なる。 …外来患者数:68,313人 (H28)→103,577人(R1) 入院患者数:60,146人 (H28)→86,585人(R1) 手術件数:1,468件 (H28)→2,267件(R1)	 	契約内容 等の差異 あり	契約内容等の差異によるもの	契の(契差化等になきる) 対規程 容明 では、ののでは、ののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のでは、	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※ 緊急性に欠ける ※ 緊急性やして、 緊急性がよる でいた観点がにはいいでは がいいが でいまるない でいまる がいまる がいまる がいまる がいまる がいまる がいまる がいまる が	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用・計画的な調達事務の執行による競争をもっての調達の徹底・随意契約による調当に係る必要性や妥明性のある理由・説明等の整理	・契約差を明明を表し、一切をおりませる。のでは、一切をはいまり、一切をは、一切をは、一切をできる。のでは、一切をは、一切をは、一切をは、一切をは、一切をは、一切をは、一切をは、一切を	する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約 理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹	·令和3年
52	9	「診療報酬明細書」の作成は現在の 医事業務等業務委託に含まれてい るはずで、委託会社が遂行した業 務に自信が無く点検が必要であれ ば委託会社の責任で点検を遂行す るべきであり、「診療報酬明細書点 検業務」のように別業務となること は通常あり得ない。	令和元年度以降	診療報酬明細書点検業 務の業務委託を行ってい るのは事実であり、査定 率を引下げるために行っ ているもの。	・契の有線の ・装の有線の ・大学の有線の ・大学の有線の ・大学の ・大学の ・大学の ・大学の ・大学の ・大学の ・大学の ・大学	契約内容 等の差異 あり	契約内容等の差異によるもの	契反(契差化事でである) 対規 内の確達行正や経り 外ののでは できるのでは できるの できるの できるの できる いっぱい かんしょう かんしょう いっぱい かんしょう いっぱい かんしょう はいい かんしょう はい かんしょう はいい かんしょう はいいん はいいんしょう はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいい	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊として、緊急性による。 な随意契約による調 達ではなく、計画的な調達等の 執行による競争を もっての調達に努める 必要あり	関係規程の遵守に対する職員の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用・計画的な調達事務の執行による競争をもっての調達の徹底意勢をもっての調達の後による必要性や多要性のある理由・説明等の整理	・契の産業を受けるのである。・契のを受けるのでは、シーツののでは、対して、対して、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対し、対のでは、対し、対のでは、対し、対のでは、対し、対のでは、対し、対 にいい はいい はいい はい	する職員の意識が低く、令和3年度から、入 札の実施や随意契約 理由の明確化などと いった規程に基づく委 託先の選定方法を徹	・令和3年 度における
53	9	入院レセプト精査業務は、実施されている形跡が無く、入院レセプトに関してはセンター職員の業務であるが、これを委託会社が精査するという斬新な委託内容である。	令和元年度以降	入院レセプト精査業務の 業務委託を行っているの は事実であり、査定率を 引下げるために行ってい るもの。	i情の適正 i性	契約内容 等の 多り	契約内容等の差異によるもの	契反(の確達行正や経り) 対規 内異や務係プ続必要や務係プ続必 容の調執適セをあり	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠る ※当性にの世界として、型急性性の中による 、製制を関連を対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象を対象をあるが、は、対象をがあるが、は、対象をがあるが、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは	関係規程の遵守に対する職員の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用・計画的な調達事務の執行による競争をもっての調達の徹底。・随意契約による調達に係る必要性や設明性のある理由・説明等の整理	明確な監視・契負の会員のでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力	する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約 理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹	・度約務イ策・度契員監底め構和内会係が下途のに約会視をの築和に計るとのをであるとでのないです。 まず まず おいま かんり おいま かんり はいい かんり かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい

		告	発文において述べられている	事・ 当てはまる事	·····································					考察 •	評価 ・ 対応	(整理確認な	ど進行中)			
					現在確認	_ など作業i	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への)対応
区分	通し 番号	<u>(個人情報</u>	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 において の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
	54	9	300床規模の入院レセプトであれば現在の医事課職員数(課長含め8名)で十分であり入院レセプトの精度が悪いのであれば、医する理を中心にセンター内で対さなる理をでするではならが、入でも7~8名程度がよるでもがでありず、入でも7~8名程度が上で場でありず、入でも7~8名程度が上で場であれば場とならまででが相場となる。この業務が本当に実施されている円がどれだけ異常な金社へ業務が本当にで月で額できた。当時では、真っ当なら、真の特別できている円がどれだけ異常な金社へ業務できて、自知の特別できている円がどれだけ、真っ当なら、	令和元年度以降	の。・一式の中に薬剤部検品		契約内容 等の差異 あり	契約内容等の差異によるもの	契反(の確達行正や経り) 対規 内の、ののでは、のでは、のをでは、のではのでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保殊 で、緊急性ややよる を観点的では が、動意では が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、対策を が、が、が、対策を が、が、が、対策を が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、	遵守に対す る職員の意 識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用・計画的な調達事務の執行による競争をもっての調達によるの後底・随意契必要性のある理由・説明等の整理	・契の確約要素人織契監底内異整視法組みのの理視法組みののでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	札の実施や随意契約 理由の明確化などと いった規程に基づく委 託先の選定方法を徹	· 令和3年 度における
	55	9	令和2年4月にはさらに委託費が増加しているが、内容について、請求書が医事業務等一式となっているため、何の業務が追加されたのかは不明である。	令和2年度年度以降	温未労、及び耳昇心味件	・契約内容 等の有繰の の有線・ ・経の 性 性	契約内容 等の差異 あり	契約内容等の差異によるもの	契反(契差化事所) 対規程 容明 では、おりません。 おいまる できる おいまる できる かいまる かいまる かいまる できる かいまる かいまる かいまる かいまる かいまる かいまる かいまる かいま	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保とし て、緊急性や特殊とし な随意契約による調 達ではなく、可能達事 り、計画的な調達事を の執行による競争を もっての調達に努める 必要あり	遵守に対す る職員の意 識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用・計画的な調達事務の執行による競争をもっての調達の徹底・随意契約による弱当に係る必要性やある理由・説明等の整理	・契約等明を表し、 契約差別の を で を で を で を で を で を で で で で で で で で	関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。	・令和3年 度における
	56	9	令和元年9月・10月の請求に「診療報酬保留分過去分請求業務」とあるが、それぞれ9月が4,104,000円、10月は10,450,000円で請求されている。同業務で600万円違う理由も不明だが、1か月間に1,000万円の委託費となれば相当の業務量となり、実施した業務内容とこれにより得られた収入が委託費に見合っているか、まな、主ないであるが、両センター内で電子カルテが設置され25名が常駐できる場所など無いことから、相場以上の金額となっている可能性が高いため。	令和元年度以降	・令和元年9月に、病院の調査によって、多額の診療報酬保留分過去分請求がなされていないことが判明した。請求期限との関係もあり、急遽業務を依頼することになった。 ・返戻分と保留分の合計で約1億3,000万円分の請求に係る業務となるもの。	·契約内容 等の差異 の有無・ ・経の適 ・内容の ・内での真 ・内の ・内のの ・内のの ・内のの	契約内容	期限のある請求についての緊急業務委託	契反(契定を持ている。 対して 対し 対し 対し 対し がい できる できる かい のい	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊を で、緊急性やはる が随意契約による調達ではなく、計画的なる ではなり、計画的よる競争を もっての調達に努める 必要あり	識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用・計画的な調達事務の執行に調達の後による競争をもっての調達の後による必要性のある理由・説明等の整理	明確な監視・契員の会員の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の	く、令和3年度から、入 札の実施や随意契約 理由の明確化などと	策定 ·令和3年 度における

		告	·発文において述べられている!	事・ 当てはまる事	·実 ————————————————————————————————————					考察 •	評価・ 対応 (整理確認な	ど進行中)			
					現在確認	など作業	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への)対応
区分	通し 番号	(個人情報	書で述べられている事 等に配慮したかたちで告発文 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	I I 論点 I	事の変更 において の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
	57	(9の) まとめ	平成29 年度にはフルオープンの 予定であったため医事業務の規模 としては、現在の業務規模も平成2 9年度と同程度となるはずであり、 現状は固定された委託費だけでも 年1億6千万円(税込)以上の増額と いうことで、以前に倍する委託費と なっている。 同規模の業務で委託費が倍となっ ている状況について、どのような改善が行われているのか。 経営陣に回答を求めたい。	令和2年度以降	・病床の開床や診療科の開設、患者数の増加などに伴い、委託費も増加し	場の差異 の有無 ■・経緯・事	契約内容 等の差異 あり	契約内容等の差異によるもの	契反(契差) 契差 契差化事にな手る ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののののでは、のののでは、ののでは、できるのでは、できる。 は、できるのでは、できるが、ののでは、できる。 は、できるのでは、できるのでは、できる。 は、できるのでは、できるのでは、できる。 は、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できる。 は、できるのできる。できるのできる。できるのできる。できるのできる。できるのでは、できるのできる。できる。できる。できる。できる。できる。できる。できる。できる。できる。	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※当性にの担保として、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	遵守に対す る職員の意 識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用・計画的な調達事務の執行による競争をもっての調達の徹底・随意契約による調当に係る必要性や妥明性のある理由・説明等の整理	明確な整理・契約監視 委員会(法 人内部組	する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。	· 令和3年 度における
	58	10	SPD業務(病院内倉庫より診療材料等を各部署に配達し在庫管理や発注を行う委託業務)は管理と配送業務併せて平成30年度まではCC社が月額190万円で、令和元年度から管理業務はDD社が月額110万円、配送業務はEE社が月額400万円、合わせて510万円で、月額320万円増額、年間4,224万円の水増しとなっており、2社に搾取されている。	令和元年度以降	・平成31年4月からSPD 業務が管理と配送を分け ていることはについては将 来的に独法職員におけて管理業務を行う検討と 進めて管理業務をその一環業 を分割発注したものといる。 ・SPD業務を記述。 ・SPD業務態の変類とは業務を分割業務能の変類とは、 は業務にないては は業務をが増れていたものには たもの(従前、材料部と たもの(従れていたもの。)。	 - - シックを シャクを シャを シを シャを シを シャを シャを シャを シを シを シを シを シを シを シを シ	契約内容 等の差異	契約内容等の差異によるもの	契反 (契差 の確達 行正な手続め 神のの調執 での調執 ので の の の の の の の の の の の の の の の の の の	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保とし て、緊急性や特殊性の が随意契約による調 達ではない、可能な事 が、計画的よる競争を の執行による が、可調達に が、の執行に の執行に の表 の要あり	遵守に対す る職員の意 識の低さ	・関係規程(契約規程(契約規程、業務方法書)の規定 業務方法書)の執行に法連事的な調達事務の執行による意の表記を表別の表別に係るある。一個の整理はのを登出を表別のを理は、一個のを理は、一個のを理は、一個のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	・契の明契の ・契の確約 ・契の ・契員内 ・対 ・契員内 ・ ・ の と な 監 に に 内 に り れ に れ と の に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に	先には業務運営上支障をきたさないよう実質的に業務を履行していた業者を選定した。これに伴う委託費の差額(月額で税抜き105万円安価となったもの)の整理等については、専門家の判断を	・ 食的務イ策・度契員監底め和に計る人にラーのおいでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、

			 f発文において述べられている	 事 ・ 当てはまる事						考察 •		整理確認な				
					現在確認	_ など作業i	進行中						設立団体からの見	是正命令	是正命令への	 D対応
区分	通し 番号	<u>(個人情報</u>	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u>]容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 において の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由·原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
	59	10	また、業者変更の理由は診療材料 単価の削減が謳われているが、削 減効果は公開されておらず、患者 数や手術件数と各月の診療材料費 を比較してみると削減どころか増加 している傾向で、診療材料の単価に ついても確認が必要。	令和元年度以降	患者数や手術件数との 伸びに比べ診療材料費 等の伸びは抑えられてい る。		契約の内容異	契約内容等の差異によるもの	契反(の確達行正や経り)約 対策を対象を大力を対してはいる。 対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	契約規程		関係規程の場合では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係	・関係規程(契約) 規程(契約) 規程(契約) 規程(契約) の 表表 運動 (契約) の 表表 運動 (対象) の 表表 運動 (対象) の 表表 (対象) の 表 (対象) の の の の 表 (対象) の の の の 表 (対象) の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	・契の確対のでは、対しているでは、対策をはいません。これのでは、対策をは、対しているでは、対しているできないできない。これでは、対しているでは、対しているでは、対しているでは、対しているでは、対していると	・SPD素語では、 ・SPD素語では、 ・SPD素語では、 ・SPD素語では、 ・SPD素語では、 ・SPD素語では、 ・SPD素語では、 ・SPD素語では、 ・SPD素語では、 ・SPD素語では、 ・SPD素語では、 ・SPD素語では、 ・SPD素語では、 ・SPD素語ででででで、 ・SPD素語では、 ・SE、 の営よう行では、 ・の営ち方の、 ・関る令実のの ・関るの年や確に方業に がら契とづをのいらを ・関るのは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	・度約務イ策・度対 への では、 ・ で 内・に ・ で 内・に ・ で で に 対 に の な 知 に 計 る ン に ・ で に 約 監 に め な に ラ に れ い に お に に う に れ い に れ に れ に れ に れ よ の る 制 に な る る る 徹 た を
	60	11	施設管理・警備・清掃業務委託は平成29年度までは一括してFF社に年額約1億円で委託していたが、令和元年度からは設備はGG社に年額約3,500万円、警備はHH社に年額約5,500万円、清掃はII社に年額約7,200万円で合計約1億5千万円で委託している。		務:約6,300万円…合計:	 - ・契約内容 等の差異 の有無 ・経緯・事 情の適正 性 	契約内容 等の差異 あり	契約内容等の差異によるもの	契約規程 反(契差異の のを選集で のを選集で での でで で で で が の の の の の の の の の の の の	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保をして、緊急性やはないな随意契約によるる調達ではなく、可能な事が、可能な事がの執行による競別の執行による競争をもっての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・随意契約による調達 に係る必要性や妥当 性のある理由・説明等 の整理	7明・委人織契監底とないのでは、一次を監に、一次のでは、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	・業務内容の精査や 委託業者の再選定を	約・会計事 務に係るガ イドラインの
	61	11	以前はまとめ発注で人員と経費を 集約し効率的に履行されていたが、 分割により年間約5千万円の水増し となっている。	令和元年度以降		- 契 等の 等の の を の を の を の を の を の を の に の に の に の		契約内容等の差異によるもの	契反 (契差 (契差 できょう) 対	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※ S 監告性の担保として、緊急性や特殊性の な随意契約による調 達ではなく、可能な事 り、計画的よる競争を もつての調達に努める 必要あり	関係規程の 遵守に対す る職員の意 識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の規 程、業務方法書の対応は が計画的による競争を もっての調経に係るのを理由・・随意を必要性のあるの整理 ・委託またそれを要なのを理業務れを整なのを要理 ・委託またそれがでの必要ないでの必要ないでのように を変にまたないでの必要ないでの必要ないでの必要ない。 を変にまたないでの必要ないでの必要ない。 を変にまたないでの必要ないでの必要なのでのようにして、またないでの必要ない。	明確な整理・契負のでは、	理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。 ・業務内容の精査や委託業者の再選定を	対 対・会計 新・に係る が・会計 が、一般に で、一般に で、一般に で、一般に で、一般に で、一般に で、一般に を、一。 を、一。 を、一。 を、一。 を、一。 を、一。 を、一。 を、一。 を 、一。 を 、 一。 を 、 。 。 。 を 、 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。

				事・ 当てはまる事						考察 •	評価・対応 ((整理確認な				
					現在確認	 など作業:	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への)対応
区分	通し番号	(個人情報	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	 論点 	事の変更 において の差異	理由·必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと
	62	(10・11の) まとめ	希望退職の説明会において、人件費の削減に絡めた委託費の削減状況に関する質問に、理事長は、「本件とは関係ない、対策は十分実施している。」といった冷たい回答をした。 委託費の削減の取組をせず、経営や職員の生活よりも委託業者への過剰な支払いを優先させているとしか考えられない。	令和元年度以降		 	契約内容 等の差異 あり	契約内容等の差異によるもの	契約 契約 規程 変差異の 変差異の 変差異の での での での での での での での のの での で	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保とし て、緊急性や特殊性といった観点によるる調 達ではなく、可能な関 り、計画的な調達事を の執行による競争を もっての調達に努める 必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の 切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競徹ででの調に係るのでででではでいいではでいる。 ・随意るが、のあるのを理性ののを理性のを理はでいるのを理業務に係のを理と等のでは、表記では、表記では、表記では、表記では、表記では、表記では、表記では、表記	等の差異の 明確な整視 ・契員会(法 人内)による 契約内容の	・関係規程の遵守に関 する職員の意識がら、 会和3年度から、約 理由の実施ではを がら、約 理由の明程になどと がら、約 理由のた規程に方法を 能先の選定 方法を 後 で で の 手 で の 手 で の 手 を の 手 を の 手 を の を の き 、 令 の き の き の き の き の き の き の き と の き ら 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 き き き き き を 。 き き き を き を	・度約務イ策・度契員監底め構和に計るン策・のは、一個のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
	63	(10・11の) まとめ	単純ではあるが、以前の委託体制に戻すだけで年間2億5千万円の削減が容易に見込める事案を取り組みもせず、状況の説明もしないのは、病院の経営や職員の生活な過剰な支払いを優先させているとしか考えられない。 委託費の削減状況についての理事長による再度の説明、また過剰に支払われている委託費も税金であることから、職員を含む千葉県民に関係のある内容であり、理事長には経営者として県民が納得する説明を求めたい。	令和元年度以降	※個々の事案の記載内 容のとおり		契約内容 等の差異 あり	契約内容等の差異によるもの	契反(契定を) 契反(契定を) 対規で、のでは、のでは、のでは、のででである。 対のででは、のでは、のでは、のででは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性性の特殊性といった観点によるなではあいなる。 では画がないの執行によるな事り、計一によるな事ののものものものはのはのなる意ののもの。 のものでは画がある。 が、対していませば、対してのいまでは、対しての調達をあるのもののである。	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、契約規程、業務方法書)の適切な課題のでは、表達のの表達のの表達のの表達のの表達の表達の表達の表達の表達の表達には、表述の表理を表記を表達を表記を表示を表記を表示を表記を表示を表記を表示を表記を表示を表記を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	明確な整理 ・契約会(法 人内)による 製約内容の	れの実施や随意契約 理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。 ・業務内容の精査や 委託業者の再選定を 含む必要な見直しを 令する。	務に係るガイドラインの
	64	(10・11の) まとめ	設立団体には契約書や仕様内容に ついて精査し、各業務が適切な契 約となっているか調査の実施を求め たい。	令和元年度以降	※個々の事案の記載内 容のとおり	このの過り	契約内容 等の差異 あり	契約内容等の差異によるもの	契反(契約) 利規程(契差化等にな手るのででは、対してのでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保とし て、緊急性や特殊性と いった観点による調 達ではなく、可能な事 り、計画的なよる調 り、執行による競祭 の執行による あっての 調達に努める 必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ		明 ・ 契 ・ 契 ・ 契 ・ 契 ・ 表 人 織)に 表 と 整 視 ・ 契 員 内 部 よ ら 組 シ に よ る の と 教 り に み の の ・ 対 の の ・ 対 の の ・ 対 の の の ・ 対 の の の の	・関係規程の遵守に対する職員の意識がら、令和3年度から、約理由の実施では基づくの実施では基づらの実施では基づらの実施ではませる。 ・業務業のの特査を含むの表記のである。 ・業話が必要を含むの表記のである。	投内に失 約・会計事 務に係るガイドラインの

		告	・ 発文において述べられている	事・ 当てはまる事	実					考察 •	評価 ・ 対応 ((整理確認な	ど進行中)			
					現在確認	など作業が	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への)対応
区分	通し 番号	(個人情報	書で述べられている事 <u>等に配慮したかたちで告発文</u> 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 において の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと
購買契約	65		医療機器の購買について、輸液ポンプ60台の調達はリースにより行われているが、1台あたり約72万円で、当該定価は52万円、相場は半値以下で販売されている。1台あたり45万円以上の上乗せがされており常識ではあり得ない。	令和元年度以降	告発文の添付書類においては、「輸液ポンプTEーLM702A:60台(2,560円)」となっているが、これ以外にも別の輸液ポンプTEー281A:80台(3,280円)、括密シリンジポンプTEーSS830N:50台(3,470円)、TCIシリンジポンプTEーSS835 T:6台(5,940円)、シリンジポンプTEー351:30台(2,440円)のリースを受けている。 ※価格は全て1台あたりの月額リース料となるもの。	 	_	_		契約規程	妥当と判断	_	費用に係る妥当性の 検証及びその結果の 提示	_	・リース会社からの通知において輸液ポンされていないためすべま記されてのリースとうかはが表記されるようなおかた。 ・契約規程に則った適正な事務手続きを徹底する。	_
	66		医療機器に絡む購買は理事長の知己により採用された職員Gが主導し実施されている。ほかにも令和元年に導入された手術部門システムの金額は9千万円であるが、他病院の導入実績は6千万円であるなど、不審の金額で導入されたものが見受けられる。経営不振であり導入の必要性も疑問が残ることから、設立団体の調査を希望する。	令和元年度以降	を行い、人和も美施した もの。 ・手術部門システムは、 令和元年度に設立団体 において病院事業債を発 行し、購入費として貸し付	すべき特 殊事情等 (機器の能 定追加な ど)の有無	契約内容 等の差異 あり	調達において配 慮すべき特殊事 情等(機器の限 定や機能の追 加など)によるも の	規律違反は 認められない	契約規程	調達において配慮す べき特殊事情等(機器 の限定や機能の追加 など)を考慮し、妥当と 判断	ママ マン・マ ロ	機種選定等に係るプロセス、費用に係る妥当性の検証及びその 結果の提示	_	医療機器等の調達に おいて、理事会では重 要な契約の締結を議 事とすると定めている ことから、契約金額の 設定といった運用基準 を令和3年度内に策 定のうえで実施するよ うに改める。	_
	67	13	EE社については、平成31年1月末に設立された会社であり、設立1か月後にはメディカルセンターとの取引が開始され、SPD配送業務委託・診療材料・消耗備品・保守工事と多数の取引が行われており、取引開始から令和2年7月までの支払い総額は「147,822,653円(税込)」となっている。	平成30年度以降	・EE社が平成31年1月 末に設立された会社であることは事実。 ・各種のが行われてい	 ・調達に ・調で ・調で ・調で ・調の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	_	よるもの	契の(調配特の調係ではある) 対別 でき等やで、にないのでは、にないのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保とし て、緊急性や特殊性と いった観点による調 達ではなく、可能な限 り、計画的な調達に努める の執行による競争を もっての調達に努める 必要あり	遵守に対する職員の意 識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の規程、業務方法書)の規定と選用・計画的なよる意の教育による意の教育に係るあるで、随意を表現の整理はの整理はのを理はのを理は、のを理があるのをでは、では、といるのをでは、では、といるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	等の差異の 明確な監視 委員内部会(法 組)による	。 ・令和2年11月末を もってEE社からの調 達は行っていない。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		告	発文において述べられている	事・ 当てはまる事	 実					考察 •	評価・対応 (整理確認な	:ど進行中)			
					現在確認	など作業法	進行中						設立団体からの	是正命令	是正命令への)対応
区分	通し 番号	(個人情報	書で述べられている事 等 <u>に配慮したかたちで告発文</u> 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 において の差異	理由·必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由∙原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
	68	13	内訳が明確な請求分においても「8,788万円」の7割に該当する「6,232万円」が過剰に支払われ、さらに内訳不明な請求分として総支払額の4割に当たる「5,993万円」が、納品書・請求書の内訳が一ている。内訳が確認されている事実から、内認が確認されている事実から、免額の大きいものも含まれていることも、おまえ、特に厳格な調査が必要となる。このように、空請求もしくは水増し請求された支払いついて、メディカルセンター内で何も問題視されず、継続的に実施できてしまっていることが同センターの状況を如実に物語っている。	平成30年度以降	はつしめらり、先注担ヨ	・調ででは、 ・調でできました。 ・調でできません。 ・調でできません。 ・調でできる。 ・調でできる。 ・調でできる。 ・調でできる。 ・調でできる。 ・調できる。 ・はできる。 ・とできる。 ・とでもでもでもでもでもでもできる。 ・とでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでも		安易な契約、安 易な業者選定に よるもの	契反(まやや務正や経り) 対別 でき等や務正や経り にな手る にす事確達る口等要 がべ情化事適セをあ	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、受急性の対象を ではの意要を なでは意要ないないないの なではあいないの では画のよる が、計行による が、計行による が、計行による が、対 のもの が、対 のもの が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	遵守に対する職員の意 識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用・計画的な調達事務の執行による競争をもっての調達の徹底によるの意製的によるの要性やのある理由・説明等の整理	・契約監視 委員会(法 人内部組 織)による 契約内容の	・現在は入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底している。 ・令和2年11月末をもってEE社からの調達は行っていない。	・度約務イ策・度契員監底め構和に会係インのに約会視をの築をいた。 おいい はいのない はいり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はい
総括	69	総括		告発者の主張のため 年度区分なし	各種規程の適切な整備 等がなされているとはい えず、またそれらの運用		等の差異 あり	・契約内容等の 差異によるもの ・調達において 配慮すべよるもの ・安易な契約、 安易な業者 によるもの		契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性にはないった観点によるる 随意ではなく、可能な 達ではなく、可能する り、計画的よる競争を り、計画によるな り、計画によるな り、計画によるな り、計画による の執行による がのもっての の もっての の要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程(契約規程、業務方法書)の協議を運用・計画的には立るのでは、計画的には立るのでは、は、の数では、は、の数では、は、の数では、の数では、の数では、の数では、	・契約監視 委員会(法 人内部組 織)による 契約内容の	・現在は入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底してる。 ・業務内容の精査でを委託業要な見直しま施する。	・食約務イ策・度契員監底め構和に会係イ策・に約会視をの築年というというというというというというというというという。 まり きゅう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はいい かんしょう はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい
	70		これらの不正は、当然のことながら 千葉県からの助成金である税金に より行われており、新型コロナウイ ルスの影響により、経営不振に陥っ ている企業や生活が困窮している 国民が多発している状況下におい て、地域の中核病院であるからと投 入された税金を好き勝手に乱用し 私腹を肥やし、複数の業者へ税金 が流れてしまっているのは説明した 通りである。	告発者の主張のため 年度区分なし	各種規程の適切な整備 等がなされているとはい えず、またそれらの運用 において適正性や妥当 性に欠けるような事案も	すべき特 殊事情等	等の差異 あり ・調達にお	・契約内容等の 差異によるもの ・調達にないて 配慮情等に の・安易な業的、 安易な業の によるもの		契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊を が立た観点によるな がではなく、可能な が、計画的なな事を の執行による が、動行による が、動行による が、動行による が、要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の規切な運用・計画的によるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	等の差異の 明確な整理 ・契約監視 委員会(法	・現在は入札の実施 ・現在は入札の実施 や随意契約理由の規理 を化などといった規選 に基方法 ・業務にしている。 ・業務業要の ・業託必の ・大きでの ・大きでの ・大きで ・大きで ・大きで ・大きで ・大きで ・大きで ・大きで ・大きで	がにほるが イドラインの 策定 ・令和3年

				事・ 当てはまる事						考察 •	評価 • 対応	(整理確認な				
					現在確認	など作業法	進行中						設立団体からの:	是正命令	是正命令への)対応
区分	通し番号	(個人情報	書で述べられている事 等に配 <u>慮したかたちで告発文</u> 容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更においての差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由•原因	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること	是正措置・妥当性 確保に関すること	予防措置に関すること
	71	総括		告発者の主張のため 年度区分なし	各種規程の適切な整備 等がなされているとはい えず、またそれらの運用 において適正性や妥当 性に欠けるような事案も ある。		いて配慮すべき特殊事	・契約内容等の 差異によるもの ・調達すにできる。 配慮情等 の・安易な業の ・安易な業の	契約規程違反	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性に欠担保として、緊急性や特殊を対 な随意契約によるな をではあり、計画的よるな事を の執行によるが の執行によるが のもつての調達を もの要あり	関係規程の 遵守に対す る職員の意 識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方規程、業務方法 関係規程、業務方法 連邦 の執行に調達競働を表達の対しての対象では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	等の差異の 明確な監 対員会 対 会 (法 人 総) に よ る の は る り に る り に る り に る り れ い る り に る り れ り れ り る り る り る の の の の の の の の の の の の の の	・現在は入札の実施 や随意契約理由の現 で化などといった現 に基方法を徹にを でのの事でのの ・業託のの ・業託のの を を の の の の の の の の の の の の の の の の	・度約務イ策・度契員監底め構和に会係イニのお監に等図体の変に対している制をの変に対している制をのをのなり、 はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はい
	72	総括	業者に余計に支払われた税金が、 どのように流用されているかは不明 だが、少なくともメディカルセンター の現状については本告発のとおり であり、 千葉県や東金市は早急に事実確認 を行い不正に与する職員たちを切り、 これ以上の税金の流出を防ぐこと 最優先に実施してもらいたい。 また、病院経営の立て直しについて 再度検討し、再発防止に努理事な の任命責任もあるため、真摯な対応を期待する。	告発者の主張のため 年度区分なし	各種規程の適切な整備 等がなされているとはい えず、またそれらの運用 において適正性や妥当 性に欠けるような事案も ある。		・契約等の調できまり、一切では、一切では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	尹涓寺によるも	契約規程違反	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性性のによる を選集をはいった競点点による がで計画による。 が、教行の が、教行の が、教行の が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	関係規程の 遵守に対す る職員の意 識の低さ	・関係規程(契約規程、契約規程、業務方法書)の動物では、大学の対象を表別では、大学の対象を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	等の差異の 明確な監視 受力に を を を を を を を を を を を は と は は は は は は は	・現在は入札の実施 や随意契約理由の明確化などといった規理に基づく委託先の選に基方法を徹底してる。 ・業務内容の精査定との ・業託必をの事選しを 令和3年度内に実施する。	・度約務イ策・度契員監底め構和に会係イのお監に等定のに約会視をの築年契事がののない。 年刊視よのる制のを る委る徹たを
	73	4+15	今回の告発では不正の事例が多岐 に渡るため記しきれなかった事例も 多数残っており、万が一、両団体が 横領組織を庇い同センター内の不 正を是正できないようであれば、追 加での告発を実施するものとする。	告発者の主張のため 年度区分なし	各種規程の適切な整備 等がなされているとはい えず、またそれらの運用 において適正性や妥当 性に欠けるような事案も ある。	 	_	・契約内容等の 差異によるもの ・調達において 配慮すべき 特の ・ 安易な契約、 安易な業者 によるもの	谷)のとおり	上記(個々 の項目にお いて示した 内容)のとお り	上記(個々の項目に おける判断等として示 した内容)のとおり	上記(個々の 項目におい て示した内 容)のとおり	の確保に向けた取組を求めるなかで、他の		おり	